

2019年2月18日 全13頁

# 法律・制度 Monthly Review 2019.1

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
藤野 大輝

### [要約]

- 1月の法律・制度に関する主な出来事と、1月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 1月は、法務省が「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を決定したこと（16日）、金融庁の金融制度スタディ・グループが「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表したこと（16日）、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果が公表されたこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### ◀ 目次 ▶

○1月の法律・制度レポート一覧	2
○1月の法律・制度に関する主な出来事	2
○2月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
2019年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）	7
○レポート要約集	11
○1月の新聞・雑誌記事・TV等	13
○1月のウェブ掲載コンテンツ	13

## ◇1月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
4日	2019年以降の制度改正予定（企業法務編）	横山 淳 金本 悠希 小林 章子	その他法律	9
8日	今さら聞けない個人情報保護法のQ&A③ ～個人情報を第三者に提供するとき 気を付けることは？～	藤野 大輝	その他法律	13
18日	情報の利活用に伴う金融機関の業務範囲規制の見直し ～金融制度スタディ・グループ～	横山 淳	金融制度	4
	法律・制度 Monthly Review 2018.12 ～法律・制度の新しい動き～	藤野 大輝	その他法律	15
25日	2019年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）	金本 悠希	金融制度	13

## ◇1月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇NISAの口座開設申込時の即日買付けが導入。税務署の審査を待つことなく、即日でNISA口座における取引が可能に。</li> <li>◇（2019年1月1日以後開始事業年度より）税法上の「恒久的施設」（PE）の定義の見直しが施行。国際的スタンダードに合わせ、支店PE、建設PE、代理人PEそれぞれについて各種見直しを実施。</li> <li>◇e-Tax（国税電子申告・納税システム）において、税務署で本人確認後に発行されるIDとパスワードを利用した「ID・パスワード方式」が利用可能に。</li> <li>◇IFRS（国際財務報告基準）16号「リース」発効。</li> <li>◇「BEPS防止措置実施条約」がわが国にて発効。</li> </ul>
4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、コンビニエンスストアへ納付を委託することにより国税を納付することが可能に。</li> <li>◇国税庁、「番号制度概要に関するFAQ」等を更新。</li> </ul>
7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇国際観光旅客税が導入。日本から船舶または航空機により出国する旅客は、1回の出国につき1,000円を納めることに。</li> </ul>
8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇米国の監査品質センター（CAQ）、「監査品質の開示のフレームワーク」を公表。</li> </ul>
9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示の一部改正（案）」等を公表（2月8日まで意見募集）。</li> <li>◇欧州証券市場監督局（ESMA）、暗号資産について欧州委員会、欧州理事会、欧州議会に対する助言を公表。暗号資産に対するEU共通の規制の枠組みが必要であることを示唆。</li> </ul>
10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇経済産業省の「統合報告・ESG対話フォーラム」の取組に関する「関西分科会」、中小規模の上場企業による情報開示・投資家との対話のあり方に関する議論をとりまとめ。</li> <li>◇米国財務会計基準審議会（FASB）、貸倒引当金を見積もるための加重平均残存期間（WARM）法についてのQ&amp;Aを公表。</li> </ul>
11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇厚生労働省、雇用保険、労災保険等の受給者に対し、毎月勤労統計調査の不適切な取り扱いに伴い、追加給付を行う旨を発表。</li> </ul>

13日	◇民法（相続法）の改正のうち、自筆証書遺言の方式緩和が施行。財産目録を別紙として添付する場合に限り、自書を不要とし、パソコンで作成すること等が可能に。
14日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループが最終化されたマーケット・リスクの自己資本規制枠組みとバーゼル銀行監督委員会の作業計画を承認した旨のプレスリリースを発表。
15日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表。PTS 信用取引禁止の解除、PTS を運営する金融商品取引業者が信用取引を取り扱う場合は利益相反防止措置及び金融商品取引所の自主規制機能と同等の措置を講じることとしている（2月15日まで意見募集）。
16日	◇法務省の法制審議会、会社法制（企業統治等関係）部会第19回会議にて、「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」を決定。取締役の個人別報酬等の決定を代表取締役などに再一任する場合の規律付けは、要綱案からは削除された。2019年秋の臨時国会への法案提出が見込まれている。 ◇金融庁の金融審議会、金融制度スタディ・グループ、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表。「保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するもの」を銀行本体が営むことを新たに認めることが適当であるとする。 ◇日本証券業協会（JSDA）、PTS 信用取引の導入に係る「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」等の一部改正案を公表（2月15日まで意見募集）。 ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、改正企業会計基準第21号「企業結合に関する会計基準」等を公表。
17日	◇バーゼル委、「健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則」のレビューを完了した旨のプレスリリースを発表。
18日	◇ASBJ、企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」等を公表（4月5日まで意見募集）。時価の算定方法について、国際的な会計基準との整合性を図る。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）、上記に対応し、会計制度委員会報告第4号「外貨建取引等の会計処理に関する実務指針」、同14号「金融商品会計に関する実務指針」及び「金融商品会計に関するQ&A」の改正について（公開草案）を公表（4月5日まで意見募集）。 ◇ASBJ、「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」を改訂。 ◇JICPA、「非営利法人委員会実務指針第38号『公益法人会計基準に関する実務指針』の改正について」（公開草案）を公表（2月18日まで意見募集）。 ◇内閣府、「老後の生活設計と公的年金に関する世論調査」を公表。「老後に向け準備したい（した）公的年金以外の資産」について、72.2%が預貯金を挙げた一方、証券投資（株式や債券、投資信託など）を挙げたのは14.6%。 ◇厚生労働省、2019年度の年金額改定について公表。4年ぶりにマクロ経済スライドを実施。
21日	◇英国財務報告評議会（FRC）、AIが企業の情報開示にどのように影響するかについてのレポートを公表。
22日	◇金融庁の会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会、報告書「会計監査に関する情報提供の充実について」を公表。監査報告書の記載、監査人による株主総会での追加的説明、監査人の交代理由の開示等について整理。
23日	◇日本とEUの間で、個人データの移転に関する「十分性認定」が発効。EU域内から個人データを日本に移転する際に、標準データ保護条項などが不要に。また、日本からEU域内へ個人データを移転することが域外移転に関する本人の同意なしで可能に。 ◇英国金融行為規制機構（FCA）、暗号資産に関するガイダンスのコンサルテーションペーパーを公表（コメント期限は2019年4月5日まで）。
28日	◇第198回通常国会が開会（6月26日まで）。 ◇東京証券取引所、パブリック・コメント「市場機能の向上のための売買制度の見直しについて」を公表（2月27日まで意見募集）。

29 日	<p>◇金融庁、「投資信託等の販売会社における『顧客本位の業務運営』の取組状況」を公表。営業店・販売員単位での KPI フォローといった踏み込んだ取組を取り上げるも、顧客への積極的な情報発信は限定的であると指摘。</p> <p>◇金融庁、「『顧客本位の業務運営に関する原則』を採択し、取組方針・自主的な KPI の公表を行った金融事業者のリスト」を 2018 年 12 月末時点に更新。取組方針を公表した金融事業者は 9 月末以降、73 社増加し、1,561 社となり、取組方針やその実施状況において自主的な KPI を公表している金融事業者は、51 社増加し、467 社となった。また、共通 KPI を公表した金融事業者は、64 社増加し、103 社となった。</p> <p>◇法務省の法制審議会、特別養子制度部会第 10 回会議、「特別養子制度の見直しに関する要綱案」を決定。養子の年齢要件を現行の 6 歳未満から 15 歳未満に引き上げる等の見直し。</p>
30 日	<p>◇厚生労働省、第 7 回社会保障審議会年金部会が開催。外国人材の受け入れに伴う社会保障制度の改正等について審議。</p> <p>◇FCA、FRC、修正された株主権利指令 (SRD II) の規定に関するコンサルテーションペーパー (コメント期限は 3 月 27 日まで) と実効的なスチュワードシップの重要性に関するディスカッションペーパー (コメント期限は 4 月 30 日まで) を公表。</p> <p>◇FRC、スチュワードシップ活動の報告等を強化する新たなスチュワードシップ・コードに関するコンサルテーションペーパーを公表 (コメント期限は 3 月 29 日まで)。</p>
31 日	<p>◇金融庁、「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案に対するパブリックコメントの結果等を公表。同日に公布・施行。</p> <p>◇金融庁、「流動性比率規制に関する『主要行等向けの総合的な監督指針』等の一部改正 (案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表。同日に公布・適用。</p> <p>◇政府税制調査会第 21 回総会が開催。主に平成 31 年度税制改正の内容について議論。</p> <p>◇JICPA、IT 委員会研究報告第 52 号「次世代の監査への展望と課題」及び「公開草案に対するコメントの概要及び対応」を公表。</p> <p>◇JSDA、「銀行法施行規則等の一部改正及びその他諸状況の変化に伴う『協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則』の一部改正について」、パブリックコメントの結果を公表。2 月 1 日から施行。</p>

## ◇2月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2019年	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金利リスクのモニタリングの見直しが施行（国内基準行）。</li> <li>◇G-SIBs（3メガバンク）へのTLAC規制導入（リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%）。</li> <li>◇TLAC保有規制導入（国際統一基準行及び国内基準行）</li> <li>◇安定調達比率を導入（国際統一基準行）。</li> <li>◇ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の枠組みの見直しが施行（国際統一基準行及び国内基準行）。</li> <li>◇レバレッジ比率3%の最低比率基準（第1の柱）の導入（国際統一基準行）</li> <li>◇証券化エクスポージャーの見直しが施行（国際統一基準行及び国内基準行）</li> <li>◇（2019年3月31日以後終了事業年度より）有価証券報告書等における政策保有株式、役員報酬などに関する開示が拡充。</li> </ul>
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。</li> <li>◇請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日。</li> <li>◇特定美術品の相続税の納税猶予制度の適用が開始。</li> <li>◇改正商法・国際海上物品運送法施行。</li> <li>◇確定申告添付書類の簡素化（予定）。</li> <li>◇<u>個人事業者の事業承継税制の創設（2019年1月1日から遡及適用）（予定）。</u></li> <li>◇（2019年4月1日以後終了事業年度より）<u>仮想通貨の法人税時価課税実施（予定）。</u></li> <li>◇<u>森林環境譲与税の創設（予定）。</u></li> </ul>
	6月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇所有者不明の土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行。</li> <li>◇<u>ふるさと納税の見直し（予定）。</u></li> </ul>
	6月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇改正消費者契約法が施行。</li> </ul>
	7月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇企業型確定拠出年金（企業型DC）の運営管理機関について、運用商品（デフォルト運用商品を含む）の一覧のインターネット公表が義務付け。</li> <li>◇いわゆる営業職員による確定拠出年金加入者への情報提供等が可能となる（兼務規制の緩和）。</li> <li>◇不正競争防止法等の一部改正法が施行。データの不正取得等を不正競争行為に位置付け、民事上の措置を設ける。</li> <li>◇民法（相続法）の改正法が原則施行。</li> </ul>
	7月16日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇株式等の決済期間が、現行のT+3（約定日の3営業日後に決済）からT+2（約定日の2営業日後に決済）に短縮（約定分）。</li> </ul>
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。</li> <li>◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。</li> <li>◇車体課税の見直し（自動車取得税の廃止、環境性能割の導入、<u>自動車税の税率引き下げ（予定）等。</u></li> <li>◇（2019年10月1日以後開始事業年度より）<u>地方法人課税の見直し実施（予定）。</u></li> <li>◇年金生活者支援給付金の支給開始（予定）。</li> <li>◇幼児教育無償化の実施（予定）。</li> <li>◇<u>住宅ローン減税の拡充（控除期間を現行の10年から13年に）（予定）。</u></li> </ul>
2020年	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇基礎控除、給与所得控除、公的年金等控除の見直し。</li> <li>◇投資信託等の外国税額控除の見直し。</li> <li>◇IASの「重要性がある」の定義の修正が発効。</li> </ul>
	3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇（2020年3月31日以後終了事業年度より）有価証券報告書等における記述情報、監査役監査の状況、会計監査の状況などに関する開示が拡充。</li> </ul>

2020年	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。 ◇(2020年4月1日以後開始事業年度より) 大法人の電子申告が義務化。 ◇改正民法(債権法)が施行。 ◇民法(相続法)の改正のうち、配偶者の居住権の創設について施行。 ◇本人確認方法の厳格化に関する改正犯収法施行規則施行。 ◇(2020年4月1日以後開始事業年度より) <u>過大支払利子税制の見直し(予定)</u> 。
	7月10日	◇民法(相続法)の改正のうち、自筆証書遺言の保管制度の創設が施行。
	12月31日	◇EUベンチマーク規則移行期限。
2021年	1月1日	◇IFRS17号「保険契約」発効。
	3月31日	◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。 ◇野村HDへのTLAC規制導入(リスクアセット比16%、レバレッジ比率分母比6%)。
	4月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇(2021年4月1日以後開始連結会計年度及び事業年度の期首より) 収益認識に関する会計基準が適用。
	12月31日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税特例の適用期限。 ◇住宅ローン減税の適用期限。 ◇ <u>マイナンバーの告知猶予期限(予定)</u> 。
2022年	3月31日	◇バーゼルⅢ、完全施行(資本フロア規制は2027年までに段階的施行)。 ◇G-SIBs(3メガバンク)へのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
	4月1日	◇成人年齢(成年年齢)が20歳から18歳に引き下げ。
2023年	1月1日	<u>◇一般NISA・つみたてNISAの口座開設可能年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げ、ジュニアNISAは20歳未満から18歳未満に引き下げ(予定)</u> 。
	10月1日	◇適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入開始。
2024年	3月31日	◇野村HDへのTLAC規制の比率引き上げ(リスクアセット比18%、レバレッジ比率分母比6.75%)。
	6月1日	<u>◇森林環境税の創設(予定)</u> 。
2027年	3月31日	◇バーゼルⅢの資本フロア規制が全面適用(72.5%)。

※原則として、1月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、原則として3月末決算法人の例を記載。バーゼル規制はわが国での施行時期ベース(一部見込みを含む)で記載。今回新規に追加・修正したものは太字で記載。平成31年度税制改正大綱によるものは下線太字で記載。

## ◇今月のトピック

## 2019 年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）

2019 年 1 月 25 日

金本 悠希

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190125\\_020597.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190125_020597.html)

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表 1 主な制度改正の見通し（バーゼル規制関連）

時期	事項
<b>2019 年</b>	
3 月 31 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆国内基準行について、金利リスクのモニタリングの見直しの施行</li> <li>◆ファンド向けエクイティ出資に対する資本賦課の見直しの施行</li> <li>◆G-SIBs (3 メガバンク) に対する TLAC 規制の導入 (リスクアセット比 16%、総エクスポージャー比 6%)</li> <li>◆TLAC 保有規制の導入</li> <li>◆証券化商品の扱いの見直しの施行</li> <li>◆国際統一基準行について、安定調達比率規制の導入</li> <li>◆国際統一基準行について、レバレッジ比率の最低比率基準の導入</li> </ul>
<b>2021 年</b>	
3 月 31 日	◆野村ホールディングス (野村 HD) に対する TLAC 規制の導入 (リスクアセット比 16%、総エクスポージャー比 6%)
<b>2022 年</b>	
3 月 31 日	◆G-SIBs (3 メガバンク) に対する TLAC 規制の水準引き上げ (リスクアセット比 18%、総エクスポージャー比 6.75%)
3 月 31 日 (見込み) (※1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆信用リスクに係る標準的手法・内部格付手法の見直しの施行</li> <li>◆マーケット・リスク計測手法の見直しの施行</li> <li>◆オペレーショナル・リスク計測手法の見直しの施行</li> <li>◆資本フロアの導入 (※2)</li> <li>◆G-SIBs へのレバレッジ比率のバッファの導入</li> </ul>
<b>2024 年</b>	
3 月 31 日	◆野村 HD に対する TLAC 規制の水準引き上げ (リスクアセット比 18%、総エクスポージャー比 6.75%)

(※1) バーゼル銀行監督委員会では 1 月 1 日導入とされているが、わが国では 3 月 31 日から導入されると予想される。

(※2) 2022 年 (50%) から 2027 年 (72.5%) まで 5 年間かけて段階的に水準を引き上げ。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 2 外部 TLAC の所要水準 (案)

3メガ持株会社		野村HD	
2019年3月31日～2022年3月30日	リスク・アセット比: 16% (※1) 総エクスポージャー比: 6% (※1)	2021年3月31日～2024年3月30日	リスク・アセット比: 16% (※1) 総エクスポージャー比: 6% (※1)
2022年3月31日以降	リスク・アセット比: 18% (※2) 総エクスポージャー比: 6.75% (※2)	2024年3月31日以降	リスク・アセット比: 18% (※2) 総エクスポージャー比: 6.75% (※2)

(※1) 預金保険機構の積立資金が資本再構築に利用可能であれば、リスク・アセット比 2.5%相当を算入可。

(※2) 預金保険機構の積立資金が資本再構築に利用可能であれば、リスク・アセット比 3.5%相当を算入可。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 国際統一基準行が保有する同順位商品に関する経過措置 (案)

国際統一基準行が保有する、3メガ持株会社・野村HDの同順位商品のうち、以下のものを金融機関向けエクスポージャーとして扱うことができる

発行体	対象	適用期間
3メガ持株会社	2019年3月31日に保有し、保有を継続しているもの	2019年3月31日～2024年3月30日
野村HD	2021年3月31日に保有し、保有を継続しているもの	2021年3月31日～2026年3月30日

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 国内基準行が TLAC 債・同順位商品等を保有する場合の扱い (案)

		2019年3月30日 (※1) まで	2019年3月31日 (※2) 以降
自己資本対比5%超	TLAC債	金融機関向けエクスポージャー (※3)	金融機関向けエクスポージャー (※3) (2029年3月30日まで)
	同順位商品		リスク・ウェイト150%
自己資本対比5%以下			金融機関向けエクスポージャー (※3)

○発行体が3メガ持株会社・野村HD・海外G-SIBs  
○2019年3月31日に保有し、保有を継続しているもの

○発行体が3メガ持株会社・野村HD  
○発行体にTLAC規制がされた日に保有し、保有を継続しているもの

(※1) 野村HDの発行するものについては、2021年3月30日。

(※2) 野村HDの発行するものについては、2021年3月31日。

(※3) TLAC債・同順位商品等の発行体が3メガ持株会社・野村HDの場合、(保有している国内基準行が標準的手法を採用していれば) 20%のリスク・ウェイトを適用。

(※4) 3メガ持株会社の発行するものについては、2019年3月31日～2024年3月30日。野村HDの発行するものについては、2021年3月31日～2026年3月30日。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 証券化商品に係る資本賦課方式（案）

算出方式	概要
① 内部格付手法準拠方式	銀行（内部格付手法採用行）が裏付資産を直接保有しているとみなして算出した所要自己資本率に基づき、所定の算式でリスク・ウェイトを算出
② 外部格付準拠方式	適格格付機関の格付に応じたリスク・ウェイト（下表）を適用
③ 標準的手法準拠方式（※）	①と同様、銀行が裏付資産を直接保有しているとみなして算出した所要自己資本率に基づき、所定の算式でリスク・ウェイトを算出（①よりも算式が簡素化）

（※）再証券化エクスポージャーは、標準的手法準拠方式のみ適用される。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

外部格付	原則				STC要件を満たす場合			
	シニア・トランシェ		非シニア・トランシェ		シニア・トランシェ		非シニア・トランシェ	
	残存期間		残存期間		残存期間		残存期間	
	1年	5年	1年	5年	1年	5年	1年	5年
AAA	15%	20%	15%	70%	10%	10%	15%	40%
AA+	15%	30%	15%	90%	10%	15%	15%	55%
AA	25%	40%	30%	120%	15%	20%	15%	70%
AA-	30%	45%	40%	140%	15%	25%	25%	80%
A+	40%	50%	60%	160%	20%	30%	35%	95%
A	50%	65%	80%	180%	30%	40%	60%	135%
A-	60%	70%	120%	210%	35%	40%	95%	170%
BBB+	75%	90%	170%	260%	45%	55%	150%	225%
BBB	90%	105%	220%	310%	55%	65%	180%	255%
BBB-	120%	140%	330%	420%	70%	85%	270%	345%
BB+	140%	160%	470%	580%	120%	135%	405%	500%
BB	160%	180%	620%	760%	135%	155%	535%	655%
BB-	200%	225%	750%	860%	170%	195%	645%	740%
B+	250%	280%	900%	950%	225%	250%	810%	855%
B	310%	340%	1050%	1050%	280%	305%	945%	945%
B-	380%	420%	1130%	1130%	340%	380%	1015%	1015%
CCC+								
CCC	460%	505%	1250%	1250%	415%	455%	1250%	1250%
CCC-								
CCC-未満	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%	1250%

（出所）告示案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 見直しによる信用リスク・アセットの増加分に関する経過措置（案）

2019年3月31日～ 2020年3月30日	2020年3月31日～ 2021年3月30日	2021年3月31日～ 2022年3月30日
25%相当額	50%相当額	75%相当額

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課方式（案）

計算方式	計算方法
①ルックスルー方式	ファンドの組入資産を銀行が直接保有しているとみなして算出
②マンドート方式	①が適用できない場合に、ファンドの運用基準（マンドート）に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して算出
③蓋然性方式	①②が適用できない場合に、ファンドのリスク・ウェイトが250%以下（又は400%以下）である蓋然性が高いことを疎明した場合に、250%（又は400%）のリスク・ウェイトを適用して算出
④フォールバック方式	①②③が適用できない場合に、1250%のリスク・ウェイトを適用して算出

（出所）告示改正案を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表8 Tier1 資本に算入できる「適格旧 Tier1 資本調達手段」の額に関する経過措置（案）

2019年3月31日～ 2020年3月30日	2020年3月31日～ 2021年3月30日	2021年3月31日～ 2022年3月30日
30%相当額	20%相当額	10%相当額

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

図表9 パーゼルⅢの最終合意における合意事項

信用リスク	標準的手法・内部格付手法の見直し
マーケット・リスク	2016年1月に合意した見直し（※1）の適用開始時期を（2019年から）2022年に延期
オペレーショナル・リスク	標準的手法を見直し、先進的計測手法を廃止
資本フロア	内部モデル手法で算出した場合のリスク・アセットは、標準的手法で算出した場合の72.5%（※2）の水準を下限とする
レバレッジ比率	G-SIBs に対してバッファを導入

（※1）一部の項目については再度見直しが行われ、2019年1月14日に最終的な見直しが公表された。

（※2）水準は、2022年（50%）から2027年（72.5%）まで段階的に引き上げられる。

（出所）大和総研金融調査部制度調査課作成

## ◇レポート要約集

### 【4日】

#### 2019年以降の制度改正予定（企業法務編）

2019年も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうち企業法務に関連する主な動きをまとめ、特に重要なものについて、簡単な解説を加えた。

1月に自筆証書遺言の方式緩和（民法（相続法）改正）、6月に改正消費者契約法、7月に預貯金の仮払い制度、特別寄与料制度等（民法（相続法）改正）が施行される。また7月16日（約定分）から、株式のT+2決済が実施される。

国会提出が見込まれている法案としては、役員報酬や株主総会資料の電子化など企業統治に関わる会社法改正法案、仮想通貨に関わる資金決済法・金融商品取引法改正法案、FinTechなどに対応する業務範囲規制に関する銀行法改正法案、独占禁止法改正（課徴金制度の見直し）法案、民事執行法等の改正法案などが挙げられる。

法制審議会では、公益信託法改正に向けた検討や、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に向けた検討も進められている。

その他、金融審議会（金融制度スタディ・グループ）において、機能別・横断的な金融規制に向けた銀行法・資金決済法などの見直しが検討されている。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190104\\_020563.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190104_020563.html)

### 【8日】

#### 今さら聞けない個人情報保護法のQ & A③

##### ～個人情報を第三者に提供するとき気を付けることは？～

ここもと、個人情報の保護に関する制度改正が、国内外で相次いでいる。わが国では、2015年9月に個人情報保護法が改正され、2017年5月30日から全面施行されている。個人の医療情報に関しては、別途、次世代医療基盤法が2017年5月に公布され、2018年5月11日から施行されている。海外ではEUでGDPR（EU一般データ保護規則）が2018年5月25日から施行されている。

本シリーズでは、改正された個人情報保護法に関する基本的な事項をQ & A形式で紹介する。

今回は、個人データの第三者提供時に必要なこと、オプトアウトによる第三者提供、第三者提供時の確認・記録義務、匿名加工情報の第三者提供等について取り上げる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190108\\_020567.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190108_020567.html)

### 【18日】

#### 情報の利活用に伴う金融機関の業務範囲規制の見直し

##### ～金融制度スタディ・グループ～

2019年1月16日、「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」が公表された。

報告では、金融機関の業務範囲規制の見直しに関連して、①保有する情報を第三者に提供する業務であって銀行業に何らかの形で関連するものを銀行本体が営むことを可能とする。②保険会社、第一種金融商品取引業者等についても、①の業務に相当する業務を本体が営むことを認める。平成28年の銀行法等の改正で、銀行が子会社とすることを認められた高度化等会社（いわゆるFinTech企業など）に相当する会社を保険会社が子会社として保有することを認めることを提言している。

早ければ、2019年通常国会にも関連法案が提出されるものと思われる。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190118\\_020582.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190118_020582.html)

**【18日】****法律・制度 Monthly Review 2018.12****～法律・制度の新しい動き～**

12月の法律・制度に関する主な出来事と、12月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

12月は、「平成31年度税制改正大綱」が公表されたこと（14日）、金融庁が「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を公表したこと（21日）、金融庁がバーゼル規制に関してTLAC規制・TLAC保有規制の導入、証券化エクスポージャーの見直し、レバレッジ比率3%の最低比率基準（第1の柱）の導入を行ったこと（28日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190118\\_020583.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190118_020583.html)

**【25日】****2019年以降の制度改正予定（バーゼル規制編）**

2019年も様々な制度改正が予定されている。本稿では、そのうちバーゼル規制に関連する主な動きをまとめた。

2019年3月31日から、3メガバンク（銀行持株会社）に対するTLAC規制の導入、銀行がTLAC債等を保有する場合の扱いを定めたTLAC保有規制の導入、証券化商品の扱いの見直し、ファンド向けエクイティ出資に対する資本賦課の見直しが適用される。

同じく2019年3月31日から、国際統一基準行についてのみ、安定調達比率規制、及びレバレッジ比率の最低比率基準が導入される。また、同日から、国内基準行についてのみ、金利リスクのモニタリングの見直しが適用される（国際統一基準行は実施済）。

2019年3月より後の見直しについては、2021年3月31日から、野村ホールディングスに対するTLAC規制が導入される。現時点で未定だが、2022年3月31日から、2017年末のバーゼルⅢの最終合意の内容が施行される見込みである。

[https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190125\\_020597.html](https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/regulation/20190125_020597.html)

## ◇1月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
金融経済新聞 (1月1日付1面・2面)	情報銀行についてコメント、 インタビュー掲載	藤野 大輝
マネー研究所 (1月3日掲載)	相続法改正についてコメント	小林 章子
マネー研究所 (1月8日掲載)	相続法改正についてコメント	小林 章子
マネー研究所 (1月9日掲載)	相続法改正についてコメント	小林 章子
日本経済新聞 (1月9日付朝刊15面)	監査法人の交代についてコメント	吉井 一洋
産経新聞 (1月14日付朝刊1面)	デジタル課税についてコメント	金本 悠希
フジサンケイビジネスアイ (1月14日付4面)	デジタル課税についてコメント	金本 悠希
毎日新聞 (1月19日付朝刊2面)	マクロ経済スライドについてコメント	是枝 俊悟
日本経済新聞 (1月31日付朝刊7面)	高速取引(HFT)についてコメント	横山 淳

## ◇1月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
1月7日 掲載	コラム：注目される高齢者の「意思決定支援」 <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190107_010171.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190107_010171.html</a>	小林 章子
1月21日 掲載	コラム：私たちは「21世紀の油田」？ ～データポータビリティ時代に求められること～ <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190121_010180.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190121_010180.html</a>	藤野 大輝
1月24日 掲載	コラム：取締役の個人別報酬の代表取締役再一任を巡る対話 ～総務部長Bの憂鬱はつづく～ <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190124_010184.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190124_010184.html</a>	横山 淳
1月29日 掲載	コラム：NISAは買値を忘れる制度？ <a href="https://www.dir.co.jp/report/column/20190129_010187.html">https://www.dir.co.jp/report/column/20190129_010187.html</a>	是枝 俊悟